

# 教育子ども委員会報告資料

報告第1号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について	・・・・・・ P 1
報告第2号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について	・・・・・・ P 4
土地の取得について（舞鶴中ブロック第2運動場用地）	・・・・・・ P 6
土地の取得について（西新小学校北側用地）	・・・・・・ P 7
コロナ禍における学校教育活動等について	・・・・・・ P 8

令和3年2月  
教育委員会

## 報告第1号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

## 別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 143,706	令和2年 10月2日	令和2年 12月11日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	73,164	令和2年 10月2日	令和2年 12月11日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	141,906	令和2年 10月2日	令和2年 12月18日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	101,281	令和2年 10月30日	令和3年 1月18日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	101,281	令和2年 10月30日	令和3年 1月18日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	117,391	令和2年 11月13日	令和3年 1月18日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	113,882	令和2年 11月13日	令和3年 1月25日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	295,216	令和2年 11月13日	令和3年 1月25日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	208,939	令和2年 12月4日	令和3年 1月29日
個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報については掲載しておりません。	208,939	令和2年 12月4日	令和3年 1月29日

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
<p>個人が特定される情報については掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載していません。</p>	<p>円</p> <p>232,312</p>	<p>令和2年 12月4日</p>	<p>令和3年 1月29日</p>
<p>個人が特定される情報については掲載していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載していません。</p>	<p>201,085</p>	<p>令和2年 12月4日</p>	<p>令和3年 1月29日</p>

## 報告第2号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div> 学校給食費請求事件	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div>	円 243,129	令和2年 7月31日	令和3年 1月25日
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div> 学校給食費請求事件	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div>	243,129	令和2年 7月31日	令和3年 1月25日

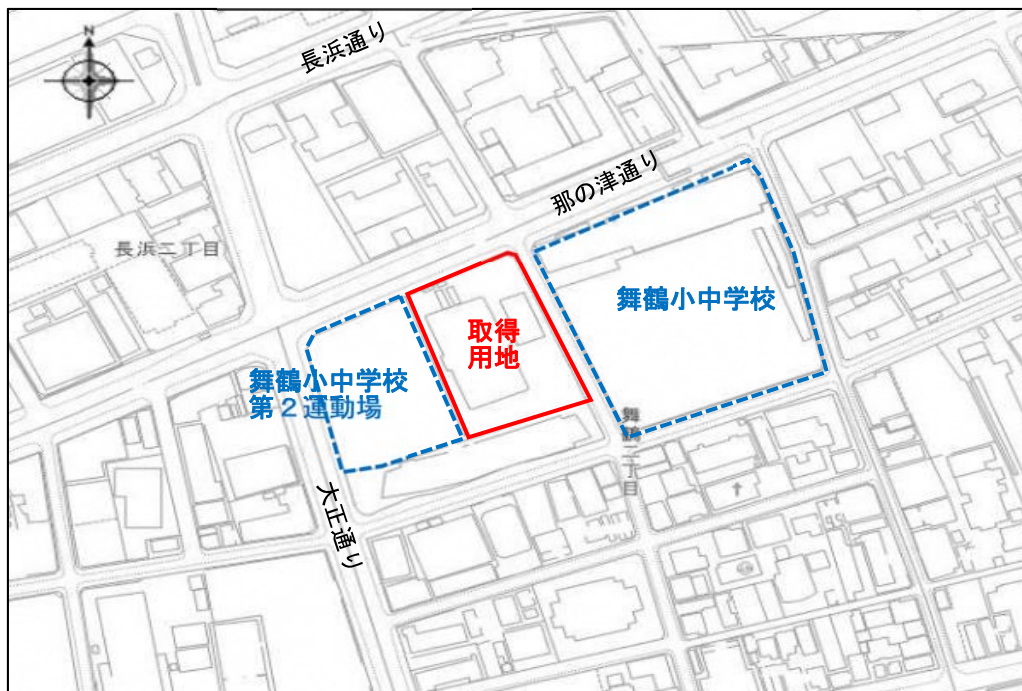
## 土地の取得について（舞鶴中ブロック第2運動場用地）

### 1 趣旨

舞鶴小中学校の第2運動場については、平成22年4月に策定した「舞鶴中ブロック小中連携校整備の基本的な考え方」において、同校西側に位置する福岡高等検察庁跡地（旧福岡第二法務合同庁舎）を、少年科学文化会館跡地（平成29年度供用済み）とともに運動場用地として確保することとしていたところであり、この計画に基づき、同検察庁跡地について、土地を取得したので報告するもの。

### 2 取得地の概要

- (1) 所在地 福岡市中央区舞鶴二丁目103番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 面積 4,870.64平方メートル
- (4) 取得価額 4,783,090,000円
- (5) 取得の相手方 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号  
財務省福岡財務支局
- (6) 契約年月日 令和3年1月25日
- (7) 見取図



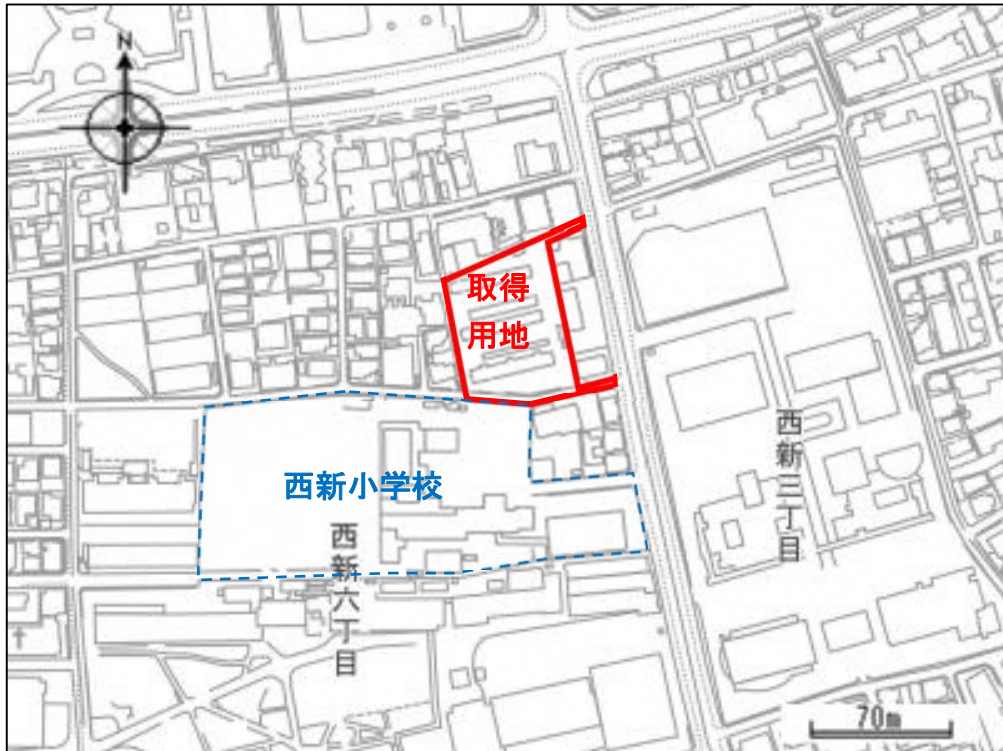
## 土地の取得について（西新小学校北側用地）

### 1 趣旨

過大規模校である西新小学校の教育環境改善のため、土地を取得したので報告するもの。

### 2 取得地の概要

- (1) 所在地 福岡市早良区西新六丁目 188 番 17 ほか 1 筆
- (2) 地目 宅地ほか
- (3) 面積 4,639.83 平方メートル
- (4) 取得価額 1,759,992,240 円
- (5) 取得の相手方 東京都千代田区九段南一丁目 1 番 10 号  
国家公務員共済組合連合会
- (6) 契約年月日 令和 3 年 2 月 5 日
- (7) 見取図





## コロナ禍における学校教育活動等について

### 1 緊急事態宣言の発出（令和3年1月13日）及び宣言の延長を受けた学校の対応について

#### (1) 学校の臨時休業

臨時休業は行わない

#### (2) 学校における感染防止対策の徹底

- 非接触型体温計による登校時検温の実施
- CO<sub>2</sub>モニターによる教室の換気状況の見える化
- 感染リスクが高い教育活動の中止

例) 対面形式となるグループワーク、近距離で一斉に大きな声で話す活動、音楽の授業における室内での合唱、近距離で活動する調理実習  
体育の授業における密集したり接触したりする運動 など

#### (3) コロナ不安で登校できない児童生徒への対応

- 1人1台端末を活用したオンライン授業（出席扱い）

#### (4) 受験を控える学年への対応

- 中学校3年生：時差登校の実施及び午前中授業（給食後下校）
- 高校3年生：時差登校の実施、1月下旬から自宅学習へ移行

#### (5) 学校施設開放事業

- 緊急事態宣言期間中は中止

### 2 コロナ禍における学校教育活動について

令和3年度の基本的な対応は以下のとおりとし、感染状況に応じて随時見直しを行う。

	令和2年度	令和3年度
学級編制等	・学級編制は変えずに 小学校 5・6年生、中学校 3年生は 少人数編成による授業を実施	・小・中学校全学年で35人以下学級実施
授業時間	・1コマの授業時間を短縮 ・1日最大7時間授業を実施	・通常の授業時間 ・通常の時間数を実施
オンライン授業	・希望する児童生徒に実施(出席扱い)	継続
端末の持ち帰り	—	・家庭での活用を開始
補充学習	・ふれあい学び舎事業はコロナ感染症対策のため休止	・ふれあい学び舎事業はコロナ感染症対策のため休止を継続し、1人1台端末を活用した補充学習を全児童生徒に実施
土曜授業	・11回実施	・例年どおり4回実施
水泳(プール)	中止	・感染症対策を講じて実施

	令和2年度	令和3年度
手洗い等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗いの徹底</li> <li>・学校教育活動においては、原則マスクを着用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗いの徹底</li> <li>・学校教育活動においては、原則マスクを着用</li> <li>・廊下手洗い水栓の自閉式化</li> </ul>
検温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭及び学校での検温</li> <li>・健康チェック表による確認・把握</li> </ul>	継続
換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、常時換気</li> <li>・難しい場合は、30分に1回以上、数分程度窓を全開にする</li> <li>・CO2モニターで換気状況の確認</li> </ul>	継続
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配膳は教員と最小限の児童生徒が実施</li> <li>・給食前後の手洗い</li> <li>・机を向かい合わせにしない</li> <li>・食事中の会話を控える</li> </ul>	継続
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度に限り、学校医と学校長の協議により、保健調査票の確認で検診を行ったものとしても可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を徹底したうえで、学校医による全員検診を実施予定</li> </ul>
学校施設消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室、共用部分などの大勢がよく手を触れる箇所、机・椅子は、1日1回実施</li> </ul>	継続
卒業式	(R2年3月実施分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の出席は、同居者2名以内</li> <li>・在校生は、出席しない</li> <li>・来賓は、最小限の人数</li> <li>・時間は、30分以内</li> </ul>	(R3年3月実施分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の出席は、同居者2名以内</li> <li>・在校生は、出席しない</li> <li>・来賓は、最小限の人数</li> <li>・時間は、60分以内</li> </ul>
入学式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の出席は、同居者2名以内</li> <li>・在校生は、出席しない</li> <li>・来賓は、原則招待しない</li> <li>・時間は、30分以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の出席は、同居者2名以内</li> <li>・在校生は、出席しない</li> <li>・来賓は、最小限の人数</li> <li>・時間は、30分以内</li> </ul>
修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期以降、感染症対策を講じて実施</li> <li>・緊急事態宣言中は実施しない</li> <li>・コロナによる中止の取消料は公費負担</li> <li>＜R2年度の実績＞ 2/1現在</li> <li>・小学校…実施131校 (今後実施予定12校)</li> <li>・中学校…実施44校 (今後実施予定24校)</li> <li>・高等学校…中止4校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>＜小学部＞実施5校、中止2校</li> <li>＜中学部＞実施4校、中止2校</li> <li>＜高等部＞実施4校、中止1校、 (今後実施予定2校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を講じて実施</li> </ul>
自然教室	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を講じて実施</li> </ul>

	令和2年度	令和3年度
校外学習	・移動手段は徒歩のみとし、感染症対策を講じて実施	・感染症対策を講じて実施
運動会 体育大会 合唱コンクール 学習発表会	・中止 ・学級や学年単位等で密にならない状態で実施できる体育、音楽等の学習は、感染症対策を講じて実施可能	・感染症対策を講じて実施
職場体験学習	中止	・感染症対策を講じて実施
文化祭(高校)	中止	・感染症対策を講じて実施
部活動	・感染症対策を講じて実施 ・緊急事態宣言中は校内の活動に限定	継続
中体連	・総合体育大会夏季開催分は中止 ・9月以降の新人大会は感染症対策を講じて実施	・感染症対策を講じて実施
中文連	・総合文化発表会は中止 ・9月以降の発表会等は状況に応じて実施を判断	・感染症対策を講じて実施
心のケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市一斉面談の実施(全児童生徒)</li> <li>・「こころの授業」の実施(小5～高3)</li> <li>・スクールカウンセラーによる相談体制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの緊急派遣</li> <li>・スクールカウンセラーのオンライン相談</li> <li>・スクールカウンセラーの土曜日の相談</li> </ul> </li> <li>・SNSを活用した教育相談を前倒し実施</li> <li>・24時間子供SOSダイヤル・子どもの人権SOSミニレターの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市一斉面談の実施(全児童生徒)</li> <li>・Q-Uアンケートを踏まえた個別の支援計画の作成と教育相談の充実</li> <li>・自分の良さを見つめなおす道徳教育の充実</li> <li>・スクールカウンセラーを大幅に増員し、相談体制をさらに強化</li> <li>・スクールカウンセラーによる児童生徒や保護者との面談の機会の充実</li> <li>・スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングや訪問カウンセリングの実施</li> <li>・スクールカウンセラーによる心理に関する教職員研修の充実</li> <li>・スクールカウンセラーと保護者・教職員との連携強化</li> <li>・SNSを活用した教育相談を実施</li> <li>・24時間子供SOSダイヤル・子どもの人権SOSミニレターの周知</li> </ul>
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバスの増便(登校時13台)</li> <li>・タブレット端末を活用した居住地校交流</li> <li>・サーモグラフィーによる検温</li> </ul>	継続
学校施設 開放事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言中は中止</li> <li>・臨時休校期間中は中止</li> </ul>	継続

### 3 学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の対応

#### (1) 休校

○原則、休校は行わない。

ただし、感染経路不明の感染者が7日の間に3名以上判明した場合は、感染者の最終登校日（または最終出勤日）の翌日から7日間の休校とする。

※休校の起算日は、最終登校日（または最終出勤日）が最も遅い者とする。

#### (2) 学級閉鎖

○児童生徒に感染が確認された場合、最終登校日の翌日から7日間、原則、学級閉鎖とする。

○教職員に感染が確認された場合、感染した教職員が小学校や特別支援学校の学級担任の場合は、最終出勤日の翌日から7日間、原則、学級閉鎖とする。

○その他の学級閉鎖については、状況により判断する。

#### (3) オンライン授業について

○学級閉鎖の当該学級は、オンライン授業を実施する。

○休校の場合は、教育委員会事務局がオンライン授業を実施する。

#### (4) 学校施設の消毒

○感染が判明した日に、教職員または学校用務員が実施する。

ただし、休校の場合は専門業者が実施する。

### 【参考】市立学校の新型コロナウイルス感染状況(令和3年2月1日現在)

#### (1) 感染者数

①児童生徒 219人

(小学校：140人、中学校：71人、特別支援学校：2人、高等学校：6人)

②職員 32人

(小学校：24人、中学校：7人、特別支援学校：1人、高等学校：0人)

#### (2) 感染者が発生した学校数

116校(小学校：69校、中学校：42校、特別支援学校：3校、高等学校：2校)

#### (3) 休校となった学校数

35校(小学校：21校、中学校：13校、特別支援学校：1校)

### 4 総合図書館におけるコロナ対策について

本館及び分館において、以下の感染症拡大防止対策を、令和2年度に引き続き令和3年度も実施

○密閉対策：外気の強制吸排気や定期的な窓開放等を実施

○密集対策：学習室等の利用休止、長時間滞在に対する注意喚起ポスター掲示

○密接対策：閲覧席等の間引き、窓口等の列間隔確保表示

○感染防止対策：図書館入口に手指消毒液の設置、総合図書館にサーモグラフィーの設置、窓口にビニールシールド設置、窓口従事職員のマスク・ビニール手袋等の着用、返却された本の排架待機、利用者が利用する端末や手すり、ドアノブ等を定期的に消毒